

みどり市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年3月5日

みどり市監査委員 天川 洋
みどり市監査委員 須藤 修
みどり市監査委員 須永 信雄

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 監査の期間

令和6年10月25日から令和7年2月25日まで

2. 監査対象機関

産業観光部 商工課

3. 監査対象期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

4. 監査の主眼及び方法

監査の実施にあたっては、対象機関における現金出納等の執行管理、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に行われているかどうかを主眼とし、監査を実施した。

5. 監査の結果

今回の監査は令和6年度の定期監査として実施したものであり、業務執行上の事務処理方法等を主として監査を実施したが、おおむね適正なものと認められた。

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年3月5日

みどり市監査委員 天川 洋
みどり市監査委員 須藤 修
みどり市監査委員 須永 信雄

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 監査の期間

令和6年11月26日から令和7年2月25日まで

2. 監査対象機関

教育部 学校教育課（教育研究所、小学校、中学校及び義務教育学校を含む）、富弘美術館

3. 監査対象期間

令和6年4月1日から令和6年10月31日まで

4. 監査の主眼及び方法

監査の実施にあたっては、対象機関における現金出納等の執行管理、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に行われているかどうかを主眼とし、監査を実施した。

5. 監査の結果

今回の監査は令和6年度の定期監査として実施したものであり、業務執行上の事務処理方法等を主として監査を実施したが、おおむね適正なものと認められた。

ただし、軽易ではあるが複数の事務処理において、改善が必要と認められる事項が確認されたため、事務改善事項として別途、改善要請を行うこととした。